

熊本県公共関与管理型最終処分場建設工事

入札説明書

平成24年5月

財団法人熊本県環境整備事業団

目 次

はじめに	1
第1章 事業概要	2
第1節 工事内容	2
第2章 受注者の募集・選定に関する事項	4
第1節 受注者の募集・選定スケジュール	4
第2節 総合評価技術委員会の設置	5
第3章 入札に関する条件	6
第1節 競争入札に参加する者に必要な資格	6
第2節 入札に関する留意事項	8
第4章 入札に関する手続等	10
第1節 関係資料の閲覧	10
第2節 入札資料に関する質問	11
第3節 競争参加資格の確認	12
第4節 提案書類の受付	14
第5節 審査	16
第6節 失格	16
第7節 その他	17
第5章 入札等に関する事項	18
第1節 入札書の記載	18
第2節 入札書の受付	18
第3節 入札方法等	18
第4節 入札の辞退	18
第5節 開札	19
第6節 入札保証金及び契約保証金	19
第7節 工事費等内訳書の提出	19
第8節 入札	19
第9節 入札書の書換え等の禁止	19
第10節 入札の無効	20
第11節 その他	20
第6章 審査及び落札者の決定に関する事項	21
第1節 提案	21
第2節 審査	21
第3節 落札者の決定	21
第4節 落札者が契約をしない場合	21
第7章 工事契約の概要	22
第1節 工事契約の締結	22
第2節 支払条件	23
第8章 その他	24
第1節 提案内容の確保	24
第2節 県産資材の使用及び下請工事における建設業者等の活用について	24
第3節 予想されるリスクの責任分担	24
第4節 その他	25

はじめに

財団法人熊本県環境整備事業団は、熊本県公共関与管理型最終処分場建設工事（以下「本工事」という。）に係る入札公告に基づく一般競争入札等を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札により行う。さらに、産業廃棄物の管理型最終処分場（以下「本施設」という。）を建設するにあたり、設計・施工における責任の所在を明確にし、安全性を確保するとともに、長期的視点でコスト縮減や工期短縮を図るため、設計・施工の一括発注を行う。

熊本県公共関与管理型最終処分場建設工事入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、財団法人熊本県環境整備事業団が本工事を実施する工事受注者（以下「受注者」という。）を募集、選定するにあたり、入札公告に併せて競争入札に参加する者に対して提示するものである。

なお、入札説明書に併せて公表する熊本県公共関与管理型最終処分場建設工事要求水準書（以下「要求水準書」という。）、熊本県公共関与管理型最終処分場建設工事落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）、熊本県公共関与管理型最終処分場建設工事様式集（以下「様式集」という。）及び建設工事請負契約書（案）も入札説明書と一体の資料とし、これらの全資料を含めて「入札資料」と定義する。

第1章 事業概要

第1節 工事内容

1 工事番号

平成24年度 熊環整第0424-0-101号

2 工事名

熊本県公共関与管理型最終処分場建設工事

3 工事場所

熊本県玉名郡南関町大字下坂下地内

4 事業主体

財団法人熊本県環境整備事業団（以下「発注者」という。）

5 施設概要

- (1) 施設の種類 : 産業廃棄物管理型最終処分場（クローズド・無放流型処分場）
- (2) 埋立容量 : 42万m³以上
埋立容量には、中間覆土・最終覆土を含み、保護土は含まない。
- (3) 埋立面積 : 31,200m²程度
- (4) 埋立年数 : 約15～20年間
- (5) 受入廃棄物の種類 : 汚泥、シュレッターダスト、燃え殻、ガラスくず等
- (6) 主要施設 : 覆蓋施設、遮水工、浸出水処理施設、浸出水集排水施設、雨水集排水施設、地下水集排水施設、埋立ガス処理施設、管理施設、関連施設、その他

6 工期

契約締結日の翌日から平成27年9月30日までとする。

7 工事の実施形態

- (1) 本工事は、入札時に施設構造や施工方法等の技術提案を受け付け、技術提案及び価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を採用する。
- (2) 本工事は、技術提案に基づいた詳細設計及び施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式を採用する。

8 事業の範囲

(1) 受注者の業務範囲

受注者が実施する業務は、以下のとおりとする。なお、事業の具体的内容については、要求水準書に示す。

1) 本施設の詳細設計及び関連業務

本施設の関連業務である以下の支援を行うこと。なお、申請に係る費用も含むもの

とする。

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく設置許可申請及び協議に関する支援
- ・ 森林法に基づく開発行為許可・完了申請及び協議に関する支援
- ・ 都市計画法に基づく開発行為許可申請及び協議に関する支援
- ・ 建築基準法に基づく建築確認・完了申請及び協議に関する支援
- ・ 国庫補助金申請図書作成等の支援
- ・ その他各種関係法令・条例等に基づく許認可申請及び協議に関する支援等
- ・ その他必要と認められる業務

2) 本施設の建設工事及び関連業務（関係機関との協議含む）

(2) 発注者の業務範囲

発注者が実施する業務は、以下のとおりである。

- 1) 事業用地の確保
- 2) 本工事に係る各種許認可の申請手続き
- 3) その他必要な業務

第2章 受注者の募集・選定に関する事項

第1節 受注者の募集・選定スケジュール

本工事の受注者の募集・選定スケジュールは、表-1のとおりとする。ただし、熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第100号）第1条に規定する県の休日並びに7月15日、8月13日から8月15日まで、12月28日及び1月4日（以下「休日等」という。）を除く。

表-1 受注者の募集・選定スケジュール

入札手続等	期間・期日等
設計書等の閲覧	平成24年5月30日（水）～8月28日（火）
入札資料に関する第1回質問の受付	平成24年5月31日（木）～6月7日（木）
入札資料に関する第1回質問の回答	平成24年6月14日（木）（予定）
競争参加資格確認申請書類の受付	平成24年6月15日（金）～6月27日（水）
競争参加資格の確認結果の通知	平成24年7月6日（金）
入札資料に関する第2回質問の受付	平成24年7月17日（火）～8月1日（水）
入札資料に関する第2回質問の回答	平成24年8月8日（水）（予定）
技術提案書等の受付	平成24年8月29日（水）～9月5日（水）
入札	平成24年9月5日（水）
技術提案に係るヒアリング、開札	平成24年10月上旬
落札者の決定	平成24年10月中旬
契約締結	平成24年10月下旬

※スケジュールを変更する場合等は、発注者のホームページ等にて周知する。

第2節 総合評価技術委員会の設置

発注者は、学識経験者等で構成する「財団法人熊本県環境整備事業団総合評価技術委員会」（以下「総合評価技術委員会」という。）を設置し、専門的知見に基づくとともに透明性を確保し、公正かつ適正な評価を行うこととしている。

総合評価技術委員会の委員は次のとおりである。

学 識 者	委員	北園 芳人	熊本大学大学院 自然科学研究科 教授
	委員長	古川 憲治	熊本大学 顧問 名誉教授
	委員	三井 宜之	熊本大学 名誉教授
	委員	柳瀬 龍二	福岡大学 環境保全センター 教授
行 政	委員	田邊 肇	熊本県土木部建築住宅局 営繕課長
	委員	西田 浩	熊本県土木部 土木技術管理課長
	委員	吉田 幸二	熊本県環境生活部環境局廃棄物対策課 審議員

(区分ごとの五十音順)

第3章 入札に関する条件

第1節 競争入札に参加する者に必要な資格

1 競争入札に参加する者は、競争参加資格確認申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において、競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争参加資格」という。）として、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱（平成15年熊本県告示第221号）第2条第1項の規定に基づき、入札公告に示す建設工事の種類に係る入札参加者資格の認定を受けていること。
- (3) 入札公告に示す建設工事の種類について、入札公告に示す経営事項審査の審査基準日の期間に属する決算日等を審査基準日とする建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の23の規定に基づく経営事項審査が終了し、結果の通知を受けていること。
- (4) 熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成16年熊本県告示第111号。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止を受けている期間中又は建設業等からの暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外を受けている期間中でないこと。
- (5) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てを行った者にあつては、当該手続開始決定後、(2)に掲げる入札参加者資格に係る随時の審査に基づく認定を受けている者であること。
- (7) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、以下のア又はイに該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

なお、当該工事に係る設計業務等の受託者は次のとおりである。

受託社名 パシフィックコンサルタンツ株式会社

本社所在地 東京都多摩市関戸一丁目7番地5号

- (8) 技術提案の審査に関与した者でないこと。

なお、技術提案の審査に関与した者は次のとおりである。

総合評価技術委員会委員

- (9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合及び同一の共同企業体に属する場合を除く。)

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の関係にある場合。ただし、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社（以下「子会社」という。）又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する更生手続が存続中の会社（以下「更生手続が存続中の会社」という。）である場合を除く。

(ア) 会社法第 2 条第 4 号に規定する親会社（以下「親会社」という。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の関係にある場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

他の会社の役員又は同一の個人が所有している議決権の数の割合が議決権の総数に対して100分の50以上である会社同士の場合その他上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (10) 入札公告に示す建設工事の種類について、入札公告に示す格付等級の認定を受けているか、経営事項審査の総合評定値（審査基準日が入札公告に示す経営事項審査の審査基準日の期間に属するもので直近のもの）が入札公告に示す要件を満たしていること。

- (11) 営業所の所在地が入札公告に示す要件を満たしていること。

なお、「営業所」とは、法第 3 条第 1 項に定める営業所（入札公告に示す建設工事の種類に係る建設業の許可を有するものに限る。）をいう。「主たる営業所」とは、建設業許可申請書別表又は別紙二に示された「主たる営業所」をいい、建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する営業所で、通常は本社、本店を指す。

- (12) 入札公告に示す施工実績を有すること。

- (13) 入札公告に示す条件をすべて満たす技術者を当該工事に配置できること。

配置予定技術者については、法第 7 条第 2 号（特定建設業許可を有する者にあつては同法第 15 条第 2 号）の規定により営業所ごとに常勤して専ら職務に従事することとされている技術者（営業所専任技術者）でない者とする事。

また、落札者決定後、病休・退職等極めて特別な場合を除き、配置予定技術者の変更は認めない。

なお、配置技術者の変更が認められた場合は、当初の配置予定技術者と同等以上の資格や実績等がある技術者を配置すること。

- 2 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の構成員は、1で定める条件を満たす者とし、かつ、共同企業体の結成に当たり次に掲げる条件をすべて満たすことを要する。
 - (1) 当該工事に関し、2以上の共同企業体の構成員でないこと。
 - (2) 代表者は、構成員のうち最大の施工能力を有し、かつ、最大の出資比率の者であること。
 - (3) すべての構成員が、15%以上の出資比率であること。
 - (4) 当該工事について、共同企業体としての入札参加者資格の認定を受けること。
 - (5) 当該工事について、共同企業体の構成員間で、取締役が兼任されているなど、実質的に経営が同一でないこと。
- 3 申請書の提出後に競争参加資格を満たさなくなったとき（同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができなくなったときを含む。）は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。競争参加資格を満たさなくなったにもかかわらず入札を行い、又は申請書の取下げを行わなかった場合においては、指名停止要領を準用し、指名停止を行うことがある。

第2節 入札に関する留意事項

1 入札資料の承諾

入札参加者は、競争参加資格確認申請書の提出をもって、入札資料及び発注者が提示する資料等の記載内容を承諾したものとみなす。

2 費用の負担

本工事に係る入札に関し必要な費用は、入札参加者の負担とする。

3 使用言語及び単位

入札に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

4 提出書類の取扱い

(1) 著作権

提出書類の著作権は、当該書類を提出した入札参加者に帰属する。ただし、発注者は、入札参加者の承諾を得た場合には、落札者の提出書類の一部又は全部を無償で使用でき、また、提案内容の審査結果の公表に必要な範囲で落札者以外の応募者の提出書類の一部を無償で使用できるものとする。

(2) 提案書類の返却

提出書類は返却しない。

(3) 特許権等

提出書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用した結果生じる責任は、原則として入札参加者が負う。

5 資料の取扱い

発注者が提供する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。また、この検討の範囲内であっても、発注者の承諾を得ることなく、第三者に対してこれを使用させたり、また、内容を提示することを禁じる。

6 その他

入札資料に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、別途、入札参加者に通知する。

第4章 入札に関する手続等

第1節 関係資料の閲覧

(1) 関係資料

本工事に関係する以下の資料について、閲覧に供する。

- 本工事に係る積算資料、図面等
- 熊本県公共関与管理型最終処分場建設事業環境影響評価書
- 平成18年度処分場調査第0004-3-202号 下坂下地区管理型最終処分場（調査）委託 成果品1式（調査ボーリング3箇所、標準貫入試験等他）
- 平成18年度処分場調査第0004-3-203号 下坂下地区管理型最終処分場（調査）委託 成果品1式（調査ボーリング3箇所、現場透水試験、温度検層、地下水流向流速調査他）
- 平成19年度産業廃棄物管理型最終処分場建設（調査）委託 成果品1式（調査ボーリング1箇所、標準貫入試験、水位観測、河川流量調査等他）
- 平成21年度熊環整第0421-0-207号 産業廃棄物管理型最終処分場建設（環境影響評価現地調査（調査ボーリング））業務委託 成果品1式（調査ボーリング3箇所、標準貫入試験等）
- 平成21年度熊環整第0421-0-208号 産業廃棄物管理型最終処分場建設（環境影響評価現地調査（調査ボーリング・地質水文総合解析））業務委託 成果品1式（地質水文総合解析、調査ボーリング1箇所、湧水圧試験等）
- 平成21年度熊環整第0421-0-209号 産業廃棄物管理型最終処分場建設（環境影響評価現地調査（調査ボーリング））業務委託 成果品1式（調査ボーリング1箇所、湧水圧試験等）
- 平成21年度熊環整第0421-0-210号 産業廃棄物管理型最終処分場建設（環境影響評価現地調査（調査ボーリング））業務委託 成果品1式（調査ボーリング1箇所、湧水圧試験等）
- 平成21年度熊環整第0421-0-211号 産業廃棄物管理型最終処分場建設（環境影響評価現地調査（調査ボーリング））業務委託 成果品1式（調査ボーリング1箇所、湧水圧試験等）
- 平成22年度熊環整第0422-0-202号 産業廃棄物管理型最終処分場建設（環境影響評価現地調査（地形測量））業務委託 成果品1式（平板測量（S=1/500））
- 平成22年度熊環整第0422-0-203号 産業廃棄物管理型最終処分場建設（環境影響評価現地調査（調査ボーリング））業務委託 成果品1式（調査ボーリング3箇所、標準貫入試験等他）
- 平成22年度熊環整第0422-0-204号 産業廃棄物管理型最終処分場建設（環境影響評価現地調査（調査ボーリング））業務委託 成果品1式（調査ボーリング3箇所、

標準貫入試験等他)

- その他DM（デジタルマッピング）等必要資料

(2) 関係資料の閲覧方法

ア 閲覧期間

平成24年5月30日（水）から8月28日（火）までのそれぞれの日（休日等を除く。）の午前8時30分から午後5時15分（午後0時から午後1時までを除く。以下同じ。）までとする。

イ 閲覧場所

財団法人熊本県環境整備事業団事務局

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号（熊本県環境生活部環境局公共関与推進課内）

（郵便番号862-0950）

電話 096-333-2279 FAX 096-383-7680

E-mail : info@kksj.jp

ウ 閲覧方法

イで受付した後、閲覧に供する。

なお、閲覧用の設計図書等の数量に限りがあり、場合によっては閲覧者が重複して閲覧できないことが想定されるため、イに閲覧の予約の連絡（電話で可）をすること。

エ その他

閲覧できる者は、入札参加希望者とする。

第2節 入札資料に関する質問

入札資料に関する質問及び回答は、次のとおり2回にわたり行う。

1 質問の受付

(1) 第1回質問受付期間

平成24年5月31日（木）の午前8時30分から6月7日（木）の午後5時15分まで

(2) 第2回質問受付期間

平成24年7月17日（火）の午前8時30分から8月1日（水）の午後5時15分まで

(3) 提出方法

【様式第1号】に質問内容を簡潔に記載し、受付期間中に電子メールで送信すること。これ以外（郵送による書類、電話、口頭等）による質問は受け付けない。また、電子メールの件名は「入札資料に関する質問」とし、送信者の責任において必ず着信を確認すること。

なお、提出にあたって使用するソフトは、Microsoft「Excel」(Windows版、ファイル形式はExcel2003以下)とする。

また、発注者は、質問に対する回答を作成するにあたり、質問内容の不明な点等について確認することがある。

(4) 提出先

財団法人熊本県環境整備事業団事務局

E-mail: info@kksj.jp

2 回答方法

入札資料に関する質問に対する回答は、発注者ホームページに掲載することにより行う。(ホームページアドレス <http://www.kksj.jp>)

なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しないとともに、不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載することがある。

(1) 第1回質問に対する回答の公表日

平成24年6月14日(木)(予定)

(2) 第2回質問に対する回答の公表日

平成24年8月8日(水)(予定)

第3節 競争参加資格の確認

競争入札に参加しようとする者は、入札公告及び第3章第1節の資格を有することの確認を受けるため、本節2に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を次の提出時期、提出方法及び提出場所により提出しなければならない。

発注者は、入札に参加する資格の確認をした時は、その旨を代表者に競争参加資格確認通知書により通知する。

1 申請書等の受付

(1) 提出時期

平成24年6月15日(金)から6月27日(水)までのそれぞれの日(休日等を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 提出方法

(3)の提出場所に持参又は郵便若しくは民間受注者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便受注者若しくは同条第9項に規定する特定信書便受注者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により送付すること(郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。)。ただし、受付は、提出期間の最終日時に受理又は配達証明されたものをもって期限とする。

(3) 提出場所

財団法人熊本県環境整備事業団事務局

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号（熊本県環境生活部環境局公共関与推進課内）
（郵便番号862-0950）

2 提出書類

- (1) 競争参加資格確認申請書 【様式第2号】（正1部、副2部、添付書類も同様）
- (2) 添付書類 ・同種工事の施工実績 【様式第3号】
 - ・配置予定技術者の資格等 【様式第4-1号～第4-8号】
 - ・誓約書 【様式第5号】
 - ・建設工事入札参加資格審査申請書（共同企業体）及び建設工事共同企業体協定書の写し 【様式第6号】
 - ・各構成員の特定建設業の許可の写し
 - ・各構成員の入札公告に示す経営事項審査の審査基準日の期間に属する決算日等を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書（直近のものに限る。）の写し
 - ・代表者の建設コンサルタント登録を証する書類（建設コンサルタント登録規程第7条第1項に規定の「現況報告書」の写し）

3 競争参加資格の確認結果の通知及び工事場所の確認（現地確認）

競争参加資格の確認結果は、平成24年7月6日（金）までに【様式第2号】に記載された代表者に対し、競争参加資格確認通知書により通知する。

なお、競争参加資格が認められた入札参加者で希望する者は現地確認を行うことができる。現地確認日は7月13日（金）、7月17日（火）、7月18日（水）を予定しており、現地確認を希望する者は【様式第22号】により申し込みを行うこと。

(1) 提出時期

平成24年7月9日（月）から7月11日（水）の午後5時15分までとする。

(2) 提出方法

【様式第22号】に必要事項を記載し、電子メールで送信すること。

(3) 提出先

財団法人熊本県環境整備事業団事務局

E-mail : info@kksj.jp

4 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

競争参加資格がないと認められた者は、発注者に対して競争参加資格がないと認められた理由について書面により説明を求めることができる。

なお、書面の様式は任意とする。

(1) 提出時期

平成24年7月9日（月）から7月13日（金）までのそれぞれの日（休日等を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 提出方法

- ・ パース図（南西から北東へ1方向、埋立地内1方向）
- ・ 施設全体配置平面図
- ・ 標準縦横断面図
- ・ 貯留構造物構造図
- ・ 覆蓋施設 仕上表
 - ・ " 平面図
 - ・ " 断面図
 - ・ " 立面図（北面、東面）
 - ・ " 屋根伏図
 - ・ " 梁伏図
 - ・ " 電灯設備図
 - ・ " 換気設備図
- ・ 散水設備図（配置平面図含む）
- ・ 照度分布図（覆蓋施設内）
- ・ 遮水工構造図（遮水工の保護方法含む）
- ・ 遮水工部分詳細図（柱脚部、小段部、法尻部、天端部、接続部、取り合い部等）
- ・ 浸出水処理施設 フローシート
 - ・ " 水位高低図
 - ・ " 平面図
 - ・ " 主要機器配置平面図
 - ・ " 主要機器配置断面図
- ・ 受変電設備単線結線図
- ・ その他、提案する構造物等に関する図面

ウ 資料

- ・ 遮水工（シート、保護材等）の仕様一覧
- ・ 処理工程概要図表（フローシート、水質、流量、汚泥・濃縮水量等を含む）
- ・ 塩分の処分・リサイクル先の受け入れに関する証明書
- ・ 維持管理費算出根拠
- ・ 廃棄物最終処分場性能指針（平成12年12月28日付け環境省生衛発第1903号）を満足することが確認できる資料

3 提案書類作成に当たっての注意事項

（1）提案書類提出書、（2）基礎審査に係る計画内容確認書及び（3）技術提案書は指定の様式集を使用し、（4）提案書補足図書の書式は任意とする。提案書類の本文の文字サイズは10.5ポイント以上を用いることとする。ただし、図表に用いる文字はその限りではない。なお、副本の表現中においては、企業名や施設名、ロゴマーク等、入札参加者が特定できる表現の使用は禁止する。

用紙のサイズは、様式に指定がある場合を除き日本工業規格「A4版」縦置き横書き左綴じとする。ただし、(4) 提案書補足図書については、日本工業規格「A3版」で作成し、折り込まずに横長左綴じとする。

(2) 基礎審査に係る計画内容確認書及び(3) 技術提案書はA4版ファイルに、(4) 提案書補足図書はA3版ファイルに綴じること。各ファイルは簡易なファイルを使用すること。

また、(2) 基礎審査に係る計画内容確認書は【様式第 12-1 号～第 12-2 号】、(3) 技術提案書は【様式第 13 号～第 21-4 号】の順に、(4) 提案書補足図書は前号に示した順に従って提出すること。各ページの下に通し番号を振り、表紙、目次を設けること。

第 5 節 審査

1 審査

審査は、落札者決定基準による。技術評価に際して、総合評価技術委員会によるヒアリングを実施する。

2 提案書類に係るヒアリング

ヒアリングは、平成24年10月上旬を予定する。入札参加者のヒアリング時間及び方法等開催要領の詳細は、【様式第2号】に記載された代表者に対し、書面により事前に別途通知する。

なお、ヒアリングの順番は、提案書類の受付順とする。ヒアリングの出席人数は10名以内とし、ヒアリングに際して、本提案のために作成したアニメーションCG、模型等の過度な資料を用いてはならない。用いた場合は、失格とする。

3 審査結果の通知及び公表

発注者は、提案内容の審査結果を【様式第2号】に記載された代表者に文書で通知する。また、審査結果について、講評として取りまとめ、本工事の契約を締結した後に発注者のホームページに掲載し公表する。

入札参加者は、審査結果に異議を申し立てることはできないものとする。ただし、入札参加者は、通知された審査結果について、通知を受けた日の翌日から起算して5日（休日等を除く。）以内に、書面（書式は自由）により、自らの提案内容の審査結果に関する説明を求められることができる。

第 6 節 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- 1 提出日時までに提案書類が提出されない場合
- 2 提出された提案書類に不備がある場合

- 3 提案書類に虚偽の記載があった場合
- 4 入札資料に違反すると認められた場合
- 5 審査の公平性に影響を与える場合

第7節 その他

1 提出書類の修正等の禁止

申請書等及び提案書類は、提出後の修正、差し替え、再提出及び撤回は認めない。

2 発注者が提示する資料等

発注者が提示する資料及び回答は、入札資料と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。また、以後配付するものが入札資料を補完・修正するものである場合には、入札資料の内容に優先するものとする。

第5章 入札等に関する事項

第1節 入札書の記載

落札者決定に当たっては、入札書【様式第8号】（以下「入札書」という。）に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税受注者であるか免税受注者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

第2節 入札書の受付

1 提出日時

平成24年9月5日（水）午前8時30分から午後5時15分まで

2 提出場所

財団法人熊本県環境整備事業団事務局

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号（熊本県環境生活部環境局公共関与推進課内）
（郵便番号862-0950）

第3節 入札方法等

1 入札書は、本章第2節2の提出場所に持参すること。

2 入札書は封筒に入れ封緘、封印し、封筒の表面に共同企業体の名称及び「熊本県公共関与管理型最終処分場建設工事に係る入札書在中」と朱書きすること。なお、受付後の封筒に割印を証するため、競争参加資格確認通知書の写しを持参すること。

3 第1回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については発注者から通知する。

4 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

第4節 入札の辞退

競争参加資格の確認を受けた者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。この場合は、入札辞退届【様式第7号】を本章第2節2の提出場所に持参又は郵送（提案書類の提出日の前日までに到達するものに限る。）することにより、申し出るものとする。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の発注者の行う業務において不

利益な取扱いを受けるものではない。

第5節 開札

価格審査に先立ち、入札書の開札を行う。開札日時、開札場所、立会方法等の詳細は、【様式第2号】に記載された代表者に対し、書面により事前に別途通知する。

なお、開札日は平成24年10月上旬を予定している。

第6節 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金

入札保証金は、免除する。

2 契約保証金

契約保証金は、請負金額の10分の1以上の金額を納付するものとする。ただし、国債若しくは県債（利付債に限る。）の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

第7節 工事費等内訳書の提出

入札書に記載された金額の決定根拠とした設計費内訳書【様式第10-1号】及び工事費内訳書【第10-2号】（以下「工事費等内訳書」という。）を入札書に併せて提出すること。

第8節 入札

- 1 入札参加者又はその代理人は、当該入札に参加する他の者を代理人とすることはできない。
- 2 入札参加者を代理する者は、当該入札に関する委任状【様式第9号】を本章第2節1の提出日時に契約担当者に提出しなければならない。
- 3 入札書に記載した入札金額は訂正できないものとする。
- 4 入札金額以外の入札書の記載事項の訂正は、訂正印を押さなければならない。

第9節 入札書の書換え等の禁止

入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の書き換え、引き換え及び撤回をすることはできない。

第 10 節 入札の無効

熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）第8条に該当する入札、競争参加資格のない者のした入札、申請書等及び提出書類に虚偽の記載をした入札、工事内訳書を提出しない者又は工事費等内訳書が未提出であると認められる者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。

なお、競争参加資格がある旨を確認された者であっても、開札時に指名停止要領に基づく指名停止を受けている者その他第3章第1節に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

第 11 節 その他

- 1 入札参加者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行う等の場合において、入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。
- 2 入札に当たって、談合行為等を行い契約を締結したことが判明した場合は、発注者は落札者に対して請負代金額の100分の20に相当する額の違約金を徴収する。

第6章 審査及び落札者の決定に関する事項

第1節 提案

入札参加者は、要求水準書、落札者決定基準及び様式集に従い、提案書類を作成すること。要求水準を満たしていない場合は失格とする。

第2節 審査

1 審査方法等

落札者決定基準に基づき、総合評価技術委員会において技術提案内容を評価する。評価結果に基づいて技術評価点を付与する。技術評価点と価格評価点を加えて総合評価点を算出する。

なお、審査手順、評価項目等は、落札者決定基準による。

2 落札候補者の選定

入札価格が予定価格の範囲内で有効な入札を行った者のうち、総合評価点を基に落札候補者を選定する。

総合評価点が最も高い入札参加者が2者以上あるときは、技術評価点の高い者を落札候補者とし、技術評価点と同点であるときは、くじにより落札候補者を選定する。

第3節 落札者の決定

財団法人熊本県環境整備事業団理事長は、選定された落札候補者を落札者として決定する。

第4節 落札者が契約をしない場合

発注者は、落札者が契約を締結しないときには、落札者決定基準による総合評価の得点の高い者から順に契約交渉を行うことができる。

第7章 工事契約の概要

第1節 工事契約の締結

1 工事契約について

発注者と落札者が締結する工事契約書の内容については、「建設工事請負契約書(案)」による。

2 契約のスケジュール(予定)

工事契約の締結スケジュールは、以下を予定しているが、入札参加者の提案及び契約に至る進捗等により変更する場合がある。

工事契約の締結 平成24年10月下旬

3 損害賠償

発注者との契約締結までの間において、落札者が第3章第1節に掲げるいずれかの要件を欠くような事態が生じた場合には、発注者は契約を締結しないことができるものとする。この場合、落札者は、発注者に対して、一切の費用負担請求及び損害賠償の請求を行うことができない。また、発注者は落札者に対して、契約が締結できないことによって生じた費用を請求することができるものとし、要件を満たさないことについて、落札者の故意又は過失がある場合には、発注者は、落札者に対して、損害賠償の請求を行うことができる。

4 工事契約の解釈について疑義が生じた場合における措置

発注者と落札者との間で締結する工事契約の解釈について疑義が生じた場合は、発注者と落札者とは、誠意をもって協議するものとする。

また、工事契約に係る訴訟については、発注者の所在地を管轄する日本国の裁判所を、合意による専属的管轄裁判所とする。

5 維持管理業務に関する事項

(1) 維持管理契約の締結

落札者は、本施設の完成・引渡後の維持管理について、要求水準書に記載する業務内容の維持管理に関する契約(以下「維持管理契約」という。)を発注者と締結又は落札者の構成員あるいは発注者と落札者が適切と認め、かつ設計・施工(本工事のための設計若しくは本工事の施工又はその両方をいう。)に関与した第三者と落札者の構成員が結成する共同企業体をして発注者と締結せしめることを本工事の工事契約に含める。

維持管理業務の委託期間は、平成27年度中の本施設の引渡日の翌日から15年間(5年毎に契約を更新)とし、その後については、別途協議するものとする。

なお、維持管理業務では、玉名地域振興局管内に主たる営業所を有する者の活用に努めること。

(2) 落札者又は適切な第三者が契約をしない場合等

落札者が前記（1）に示す義務又は提案書類の維持管理に関する事項に違反した場合には、発注者は落札者に対して請負代金額の100分の5に相当する額の違約金を徴収することができる。

第2節 支払条件

平成24年度	設計業務に要する費用の前金払	有
平成25年度	設計業務に要する費用の出来高（精算）払	有
	建設工事に要する費用の前金払・部分払	有
平成26年度	建設工事に要する費用の前金払・部分払	有
平成27年度	建設工事に要する費用の前金払・精算払	有

設計業務に要する費用の支払限度額は100,000,000円以内とし、出来高（精算）を確認する時期は平成25年4月末を予定している。

第8章 その他

第1節 提案内容の確保

- 1 受注者は、自らが提案した内容を満たす設計・施工を行わなければならない。受注者の責により提案内容が履行できなかった場合は、受注者は再度の設計・施工を行う義務を負う。また、再度の設計・施工が困難あるいは合理的でない場合には、発注者は契約金額の減額及び損害賠償の請求を行うことができるものとし、工事成績評定も減点対象とすることとする。ただし、天災等やむを得ない事情による場合はこの限りでない。
- 2 1の受注者自らが提案した内容により行う設計・施工に関しては、設計図書及び請負代金の変更は行わない。
- 3 技術提案書等を適正と認めることにより、設計・施工に関する受注者の責任が軽減されるものではない。
- 4 発注者は、技術提案書に関する事項が提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとする。

第2節 県産資材の使用及び下請工事における建設業者等の活用について

1 県産資材の使用について

工事に使用する資材は、熊本県内で産出、生産又は製造されたもの（以下「県産資材」という。）を使用することに努めることとし、熊本県玉名地域振興局管内で調達可能な資材については、これを優先して使用することに努めること。

ただし、県産資材が使用できない場合は、熊本県内に本店を置く資材業者等から調達することとし、特殊な工事等で使用する資材などの特別の事情がある場合は、発注者と協議すること。

2 下請工事における管内（県内）建設業者等の活用について

工事の一部を下請に付する場合は、熊本県玉名地域振興局管内に主たる営業所を有する者の活用に努めることとし、これにより難しい場合は熊本県内に主たる営業所を有する者の活用に努めること。

ただし、特殊な工事等で県内業者では対応できない場合は、発注者と協議すること。

第3節 予想されるリスクの責任分担

1 リスク管理の基本方針

本事業における責任分担の考え方は、発注者と受注者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の設計・施工の責任は、原則として受注者が負うものとする。ただし、発注者が責任を負うべ

き合理的な理由がある事項については、発注者が責任を負うものとする。

2 リスク分担

予想されるリスク及び発注者と受注者の責任分担は、原則として別紙1に定めるとおりとする。

第4節 その他

- 1 入札参加者は、入札資料を熟読し、かつ、遵守すること。入札をした者は、入札後、入札資料についての不知、不明を理由に異議を申し立てることはできない。
- 2 刑法（明治40年法律第45号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）、地方自治法等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも住民の信頼を失うことのないように努めること。
- 3 発注者は、技術提案がその後の他の事業において、その内容が一般的に適用される状態になった場合には、無償で使用できるものとする。ただし、受注者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある技術提案については、この限りでない。
- 4 入札資料を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。

リスク分担表（全期間共通項目）

リスクの種類		リスクの内容	負担者		
			発注者	受注者	
共通	制度関連リスク	税制変更リスク	消費税に関する変更又は受注者に課される税金のうち、その利益に課されるもの以外に関する税制度の変更リスク	○	
			本事業に関する新税の成立や税率の変更のうち、受注者の費用増加が明らかで、受注者による増加抑制が不可能なもの	○	
			受注者に課される税金のうち、その利益に課されるものの税制度の変更		○
	社会リスク	環境保全	受注者が行う業務に起因する環境問題（騒音・振動・排出ガス・水質汚濁・有害物質の排出等）への対応		○
		第三者賠償	発注者の帰責事由による事故等により第三者に与えた損害の賠償責任	○	
			受注者の帰責事由による事故等により第三者に与えた損害の賠償責任		○
	債務不履行リスク	本事業の中止・延期	発注者の判断等により本事業を中止・延期する場合のリスク	○	
		構成員等に関するリスク	受注者の構成員・協力会社等のサービス品質悪化等の受注者側の債務不履行に起因し、本事業の実施が困難となった場合のリスク		○
	下請業者管理リスク		受注者が締結する下請契約の管理，変更等に関するもの		○
	不可抗力リスク		予測不可能な地質条件等、計画段階で想定しない暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・地滑り・落盤・落雷等の自然災害及び戦争・騒擾・騒乱・暴動その他の人為的な現象による施設の損害	○	△ 注1

注1 原則発注者の負担とするが、一定の金額・割合等までは受注者が負担する。

リスク分担（運営・維持管理段階）の概要

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		発注者	受注者	
運営・維持管理段階及び埋立終了後の施設の管理段階	施設瑕疵リスク	本施設の瑕疵が発見された場合	○	
	施設損傷リスク	本施設の劣化・老朽化に対して、受注者が適切な維持管理を行わなかったことにより損傷した場合		○
		廃棄物運搬車両に起因するもの	○	
		発注者の帰責事由により、本施設が損傷した場合	○	
	施設改修等リスク	発注者の帰責事由により、本施設の改修等が必要となった場合	○	
	受入廃棄物の質・量に関するリスク	処理対象物の搬入量の変動により経費が増大するリスク	○	
		搬入される廃棄物の監視不備を除く処理対象物の質に起因する事故などにより経費が増大するリスク	○	
	運営・管理費増大リスク	発注者の帰責事由又は物価変動以外の要因により、受注者の運営・管理費が増大するリスク		○
要求水準未達等	発注者の帰責事由により受注者の行う運営・管理業務の内容が要求水準を満たさない場合	○		
業務内容変更リスク	発注者の指示等による運営・管理業務の変更に関するもの	○		

本事業における連絡先は、以下のとおりである。

なお、この入札資料は、インターネットでも閲覧が可能である。

(連絡先) 財団法人熊本県環境整備事業団

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号(郵便番号 862-0950)

電話 096-333-2279 FAX 096-383-7680

E-mail: info@kksj.jp

(財団法人熊本県環境整備事業団ホームページ)

<http://www.kksj.jp>